

8月から

## 食費・部屋代の負担軽減の見直し

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ ☎74-3001



**介**護保険老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、低所得者の方については、同費用の負担軽減を行っています。

自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更にも高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう見直しを行います。

### Q どんな改正が行われるのですか？

A 現在、世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）が、市町村民税が非課税であって、年金収入などが80万円以下の方で、一定額以上の預貯金などをお持ちでない方は、食費・部屋代について、利用者負担段階第2段階の負担となっています。

食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入には、現在、課税年金（老齢年金など）の収入のみが対象になっていますが、平成28年8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります。

これにより現在、利用者負担段階が第2段階であるかたのうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

### Q 非課税年金の収入が多い場合は、食費・部屋代の負担軽減が受けられなくなるのですか？

A 非課税年金を含めた収入が80万円を超えられる方については、負担限度額が第2段階から第3段階になりますが、負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

### Q なぜ遺族年金・障害年金まで勘案するのですか？

A 遺族年金・障害年金は、従来利用者負担段階の判定に当たっても、収入として反映されず、老齢年金と同じ年金額でも取扱いが異なっていました。

負担の公平性を確保する観点から、施設入所に要する費用を賄う収入としては、老齢年金と遺族年金・障害年金は同様に評価されるべきことなどを踏まえて、老齢年金と同様に、遺族年金・障害年金も負担能力を判定する収入とすることとしています。

### Q どのような非課税年金が新たに利用者負担段階の判定に含まれるのですか？またどのように非課税年金の受給額を確認するのですか？

A <非課税年金に含まれるもの>

非課税年金とは、社会保険料を拠出した対価として日本年金機構又は共済組合など（以下「年金保険者という）から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

<非課税年金に含まれないもの>

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

<確認方法>

原則は年金保険者から市町村へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握するために、食費・部屋代の負担軽減の認定の申請の際に、前年に受給した非課税年金の種別の申告をお願いします。

## 小学校で防犯教室開催

学校・警察・洞爺湖町防犯協会・行政が連携し、子どもたちを見守り安心・安全な地域づくりを推進しております。

その一環で、今年度町内3小学校において防犯教室を実施しています。5月13日には洞爺湖温泉小学校にて、7月8日にはとうや小学校において実施しました。

伊達警察署の生活安全課の署員、洞爺駐在所長の指導の下「いかのおすし」を学んだり、寸劇では犯

人役に扮した教師の特徴をパトロール員に詳細に伝えるなど、自分のいのちを守る学習を行いました。

虻田小学校では12月に防犯教室を実施する予定となっています。



自分のいのちを守る寸劇を見るとうや小学校の児童ら